

証券コード 477A
2026年6月9日

株 主 各 位

東京都三鷹市上連雀一丁目12番17号
株 式 会 社 ス タ ー ト ラ イ ン
代表取締役社長 西 村 賢 治

第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://start-line.jp>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「スタートライン」又は「コード」に当社証券コード「477A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）



敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前10時（午前9時半開場）
2. 場 所 東京都三鷹市下連雀三丁目38番4号
三鷹産業プラザ 7階 701会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項 第17期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及び計算書類
報告事項

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする株主総会出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

事業報告

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善が進む中、インバウンド需要が寄与したこともあり内需主導で景気が緩やかに回復しているものの、ウクライナ情勢の長期化に伴う資源価格上昇、中東地域での地政学的不安定さの長期化など、不安定な国際情勢等の影響もあり、先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

当社を取り巻く環境においては、厚生労働省にて公表された「令和7年 障害者雇用状況の集計結果」によると、雇用障害者数及び実雇用率ともに過去最高を更新しており、雇用障害者数は70万4,610.0人（対前年差2万7,148.5人 対前年比4.0%増加）、実雇用率は2.41%（前年同率 ※小数点以下第3位で比較した場合、前年より上昇）となっております。一方で、法定雇用率達成企業の割合は46.0%と前年同率であり、依然として法定雇用率未達成企業が過半数を占めております。これらは2024年4月に民間企業における法定雇用率が2.3%から2.5%へ引き上げられたことに起因していると推定されます。さらに2026年7月には、2.7%まで引き上げられることが既に決定しており、雇用率達成に向けた各社の取り組みは益々活発化するものと思われます。また2023年4月には障害者である労働者の「職業能力の開発・向上に関する措置を行うこと」が事業主の責務として法律に明記され、厚生労働省より「障害者が活躍できる職場づくりのための望ましい取組のポイント」をまとめたリーフレットが公表されるなど、雇用率達成のみならず、障害者雇用の「質」の向上に向けた取り組みも求められており、障害者雇用に対する社会の意識や取り組みは、今後も継続的に高まると考えております。

このような中、当社は、障害者の働き方の選択肢を増やすことを目指し、既存サービスの支援力向上やエリア拡大に加え、新たな雇用創出を支援できる新サービスの開発、障害者の多様な働き方の創出を可能とする、障害者雇用支援サービスの複合拠点「Diverse Village」の開設など事業拡大を進めてまいりました。サービス利用をご依頼いただく状況は引き続き堅調に推移し、売上高は概ね計画通りの実績となりました。一方で、新規出店に伴う開設関連費用は計画を上回ったものの、採用単価の改善による求人費の抑制や、各拠点におけるランニングコストの抑制により、営業利益及び各段階利益は、いずれも利益計画を上回る結果となりました。なお、当期純利益につきましては、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」上の

企業分類を変更し、繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、繰延税金資産を計上し、法人税等調整額として△209百万円（△は利益）を計上したことから計画に対して大幅に上回る結果となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は5,599百万円（前事業年度比25.2%増）、営業利益は450百万円（前事業年度比71.3%増）、経常利益は374百万円（前事業年度比63.5%増）、当期純利益は433百万円（前事業年度比200.8%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資は総額で1,206百万円（資産除去債務を除く）となりました。

当社の障害者雇用支援サービス事業セグメントの、BYSN、INCLUサービスの新規出店に伴う設備投資が主となっております。

③ 資金調達の状況

当社は2025年12月22日に東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資及びオーバーアロットメントによる売り出しに関連して行った第三者割当増資による新株発行により、総額714百万円の資金調達を行いました。

また、当社は当事業年度において、設備投資及び商品仕入等の所要資金として金融機関より、短期借入金687百万円、長期借入金1,670百万円の資金調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 14 期 (2023年3月期)	第 15 期 (2024年3月期)	第 16 期 (2025年3月期)	第 17 期 (当事業年度) (2026年3月期)
売 上 高 (百万円)	3,226	3,606	4,470	5,599
経 常 利 益 (百万円)	147	79	228	374
当 期 純 利 益 (百万円)	82	32	144	433
1 株当たり当期純利益 (円)	34.72	13.62	57.36	146.96
総 資 産 (百万円)	3,915	4,818	5,637	8,217
純 資 産 (百万円)	366	588	733	1,881
1 株当たり純資産 (円)	154.73	234.47	291.83	455.44

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。

2. 2022年11月25日付で1株を10株とする株式分割を実施しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社におきましては、高い事業の成長性の実現のために、以下5点を対処すべき課題として認識しております。

① 障害者雇用支援サービス事業の継続的な成長

日本における障害者雇用を促進するためには、より多くの民間企業等の障害者雇用を支援することが重要な課題であり、新たにサービスを利用いただく企業の確保に努めるとともに、既存のサービス利用企業の満足度を高め、一人でも多くの障害者の就労を支援することが重要であると考えております。現在、当社は民間企業等の障害者雇用の課題を解決するサービスとして、BYSN、IBUKI、INCLU、INCLU ONE、TASKI、研修・コンサルティングサービス、RESQWOを提供しております。その結果、現在は障害者雇用を総合的に支援できる専門コンサルティング会社として、創業以来、多種多様な規模・業種の企業及び障害者双方の支援を行ってまいりました。法定雇用率のさらなる引き上げに伴い、障害者雇用においては「量」と「質」の双方がより重視されてきております。また企業や障害者の課題やニーズもますます多様化してきており、「支援力」と「豊富なサービスラインナップ」を有している点を強みに、障害者雇用支援サービス事業の継続的な成長に取り組んでまいります。

② 安定的な出店拡大

障害者雇用支援サービス事業、障害者福祉事業のすべての事業を合わせて、合計50拠点を運営しておりますが、一人でも多くの障害者の民間企業等での就労を増やすために、今後も新規拠点を開設してまいります。

③ 支援力のさらなる研究・開発

当社のコアコンピタンスは、「支援力」です。支援力の有無が、競争優位性の源泉となっております。当社研究開発機関であるCBSヒューマンサポート研究所と、実際に障害者を支援する各サービスの実践フィールドにおいて、支援力の研究・開発を継続的に行ってまいります。

④ 人材採用と育成

「自分をおもいやり、人をおもいやり、その先をおもいやる。」という企業理念に共感する人材の採用と育成が、中長期的な成長には欠かせません。当社においては、障害者への直接的な支援や教育を行っており、当社の人材の質が、サービスの質に直接影響を与えるといっても過言ではございません。

⑤ 地域・関係機関との連携強化

当社の各事業は、障害者はもちろん、雇用企業や行政、福祉施設、障害者のご家族など、障害者雇用に関わるすべての方々との連携のもとに成り立つものであると認識をしております。

(5) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

事業区分	事業内容
屋内農園型障害者雇用支援サービス「IBUKI」	屋内農園を活用した障害者雇用支援
ロースタリー型障害者雇用支援サービス「BYSN」	珈琲の焙煎業務を通じた障害者雇用支援
サテライトオフィスサービス「INCLU」	サテライトオフィスを活用した障害者雇用支援
その他、コンサルティングサービス等	定着支援サービス、障害者採用支援サービス、管理者・障害者向け研修サービス、就労移行・定着支援サービス「FITIME」、TASKIサービス

(6) 主要な拠点等（2026年3月31日現在）

① 本 社：東京都三鷹市上連雀一丁目12番17号

② 主要な拠点等

- ・IBUKI：神奈川県横浜市、神奈川県海老名市、埼玉県戸田市、大阪府門真市
- ・BYSN：新潟県三条市、大阪府門真市、埼玉県さいたま市、東京都立川市、兵庫県神戸市
- ・INCLU：東京都三鷹市、東京都新宿区、神奈川県横浜市

(7) 使用人の状況（2026年3月31日現在）

使用人の数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
420名	45名増	34.6歳	3年7ヶ月

（注）人数には、当社外への出向者及び役員、臨時従業員を含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2026年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	1,394百万円
株式会社日本政策金融公庫	839百万円
株式会社三菱UFJ銀行	535百万円
株式会社みずほ銀行	498百万円
株式会社商工組合中央金庫	410百万円

（注）上記の額には、シンジケートローン契約による以下の借入残高を含みます。

株式会社横浜銀行 246百万円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2025年12月22日付けで東京証券取引所グロース市場に株式上場いたしました。

2. 株式の状況（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,131,000株
- (3) 株主数 1,435名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社ストーン	1,102,300	26.68%
株式会社ウエスト	428,000	10.36%
西村 賢治	239,000	5.78%
長谷川 新里	239,000	5.78%
白木 孝一	239,000	5.78%
佐々木 嶺一	195,500	4.73%
S M B C日興証券株式会社	133,000	3.21%
池原 諒平	124,600	3.01%
楽天証券株式会社共有口	116,800	2.82%
株式会社S B I 証券	99,869	2.41%

（注）自己株式は保有しておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

①2025年12月22日に、当社株式は東京証券取引所グロース市場に上場しております。上場にあたり、2025年12月19日を払込期日とする公募増資により発行済株式総数は1,400,000株増加し、3,912,000株となっております。

②2026年1月21日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により発行済株式総数は219,000株増加し、4,131,000株となっております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2021年1月21日
新 株 予 約 権 の 数		1,300個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 130,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり 19,300円 (1株当たり 193円)
権 利 行 使 期 間		2023年1月22日から 2030年1月21日まで
行 使 の 条 件		(注)
役 員 の 保 有 状 況	当 社 取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,300個 目的となる株式数 130,000株 保有者数 5名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
2. 2022年11月7日開催の臨時取締役会決議により、2022年11月25日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行ったため、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
- 該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	西 村 賢 治	株式会社ウエスト 代表取締役 一般社団法人日本障害者雇用促進事業者協会 代表理事
取 締 役	長 谷 川 新 里	－
取 締 役	白 木 孝 一	－
取 締 役	井 上 剛	－
取 締 役	石 川 敬 啓	株式会社フルキャストホールディングス 取締役 株式会社ビート 代表取締役会長 ビートテック株式会社 代表取締役会長
取 締 役	佐 藤 香 織	鳥飼総合法律事務所 パートナー 一般社団法人創医会 監事 ヘルスケア&メディカル投資法人 監督役員 株式会社仙台銘板 社外監査役 株式会社リログループ 社外取締役 監査等委員
常 勤 監 査 役	稲 津 隆 夫	－
監 査 役	田 口 昌 宏	田口昌宏税理士事務所 所長 TZコンサルティング株式会社 代表取締役 東新重機販売株式会社 社外取締役 TMG株式会社 代表取締役 株式会社キンライサー 社外取締役 株式会社ホサカホールディングス 社外取締役
監 査 役	濱 永 健 太	弁護士法人飛翔法律事務所 パートナー 株式会社飛翔リーガルサービス 監査役

- (注) 1. 取締役佐藤香織氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役稲津隆夫氏、田口昌宏氏及び濱永健太氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役田口昌宏氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、社外取締役佐藤香織氏、社外監査役稲津隆夫氏、田口昌宏氏及び濱永健太氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び各社外監査役との間において、同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年6月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容については、株主総会の決議により決定された報酬等の額の上限の範囲内で、取締役会決議による委任に基づいて、代表取締役社長が決定します。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

i) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、当社の業績及び株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責の重さと成果を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役である代表取締役社長ならびに業務執行取締役及び監督機能を担う取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬(金銭報酬)、業績連動報酬等(金銭報酬)により構成し、社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととする。

ii) 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の実績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

- iii) 業績連動報酬等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標(KPI)を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を月例の固定報酬と合わせて支給する。目標となる業績指標とその値は、原則として、中期経営計画あるいは当社が設定した中期的連結営業利益目標と整合するよう計画策定時に設定し、但し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

- iv) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役及び取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえて決定するものとする。

- v) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

業務執行取締役である代表取締役社長及び取締役の報酬額及び種類別の報酬については、上記報酬決定の基本方針及び個別方針に従い、業務執行取締役である代表取締役社長が報酬額の総額を含めた報酬案を策定する。その後、取締役会において報酬の総額(基本報酬及び業績連動報酬等がある場合にはそれぞれの報酬の総額)及び時期又は条件その他重要事項がある場合にはその内容を決議し、各取締役の個人別の具体的な内容については業務執行取締役である代表取締役社長に一任する。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の業績連動報酬の額とする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役除く)	87百万円	87百万円	—	—	5名
監査役 (社外監査役除く)	—	—	—	—	0名
社外役員	16百万円	16百万円	—	—	4名
合 計	104百万円	104百万円	—	—	9名

(注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2020年6月30日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名(うち、社外取締役は0名)であります。

2. 監査役の金銭報酬の額は、2021年6月25日開催の第13回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。
3. 取締役会は、代表取締役社長西村賢治に対し、各職責の重さと成果を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、各取締役の報酬の額の決定について委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・ 取締役佐藤香織氏は、鳥飼総合法律事務所のパートナーであり、一般社団法人創医会の監事及びヘルスケア&メディカル投資法人の監督役員、株式会社仙台銘板の社外監査役、株式会社リログループの社外取締役 監査等委員であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・ 監査役稲津隆夫氏は、他の法人等との兼職はありません。
 - ・ 監査役田口昌宏氏は、田口昌宏税理士事務所の所長、TZコンサルティング株式会社及びTMG株式会社の代表取締役、東新重機販売株式会社及び株式会社キンライサー、株式会社ホサカホールディングスの社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・ 監査役濱永健太氏は、弁護士法人飛翔法律事務所のパートナーであり、株式会社飛翔リーガルサービスの監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 佐 藤 香 織	当事業年度に開催された取締役会21回のすべてに出席いたしました。 主にコンプライアンス、ガバナンス整備、内部統制等の企業法務分野に精通した弁護士の観点から、議案・審議等につき、必要な助言を行っております。
監査役 稲 津 隆 夫	当事業年度に開催された取締役会21回及び監査役会16回のすべてに出席いたしました。 各重要会議への参加や拠点往査等を踏まえて、取締役の意思決定及び業務執行を法令・定款等に照らして、必要に応じリスク管理等の発言を行っております。
監査役 田 口 昌 宏	当事業年度に開催された取締役会21回及び監査役会16回のすべてに出席いたしました。 俯瞰的観点及び税理士としての見地から、経営上の課題・問題点・会計や税務の適正を確保するための発言を行っております。
監査役 濱 永 健 太	当事業年度に開催された取締役会21回及び監査役会16回のすべてに出席いたしました。 俯瞰的観点及び弁護士としての見地から、経営上の課題・問題点・コンプライアンス等についての発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

PwC Japan有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、PwC Japan有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置付けておりますが、現時点においては財務体質の強化と開発投資による事業拡大のため、内部留保の充実等を図ることが重要であると考えており、設立以来配当を実施しておりません。

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案し、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を行うことを検討してまいりますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。当事業年度の配当につきましては、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図るため、配当を実施しておりません。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,262,775	流動負債	2,451,295
現金及び預金	2,327,272	短期借入金	61,167
売掛金	642,541	1年内償還予定の社債	823,650
貯蔵品	4,041	1年以上長期借入金	14,000
商品及び製品	68,658	リース負債	627,756
前払費用	188,845	未払費用	4,981
その他の資産	31,417	未払法人税等	233,380
固定資産	4,954,379	前受り金	196,032
有形固定資産	4,242,743	賞与引当金	132,900
建物及び附属設備	5,348,179	固定負債	172,957
構築物	2,027	社債	1,426
機械装置及び運搬具	89,392	長期借入金	137,624
工具、器具及び備品	297,250	その他の負債	45,419
リース資産	47,548	株主資本	3,026,139
その他の資産	46,564	資本剰余金	800,344
減価償却累計額	△1,600,481	利益剰余金	6,959
建設仮勘定	12,262	負債合計	6,335,739
無形固定資産	25,132	(純資産の部)	
ソフトウェア	25,132	株主資本	1,881,415
投資その他の資産	686,503	資本剰余金	657,435
出資金及び保証金	200	資本準備金	557,435
敷金及び保証金	499,328	利益剰余金	557,435
長期前払費用	18,283	その他の利益剰余金	666,545
繰延税金資産	159,928	繰越利益剰余金	666,545
その他の資産	8,763	純資産合計	1,881,415
資産合計	8,217,154	負債・純資産合計	8,217,154

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年4月 1 日から)
(2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		5,599,179
売上原価		3,491,921
売上総利益		2,107,257
販売費及び一般管理費		1,656,595
営業利益		450,662
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,615	
雇用調整助成金	667	
その他	5,259	8,542
営業外費用		
支払利息	59,282	
上場関連費用	16,266	
その他	9,305	84,853
経常利益		374,351
特別損失		
固定資産除却損	941	941
税引前当期純利益		373,409
法人税、住民税及び事業税	149,181	
法人税等調整額	△209,157	△59,976
当期純利益		433,386

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2026年5月26日

株式会社スタートライン
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 田 村 仁
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 宮 脇 裕 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スタートラインの2025年4月1日から2026年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を

作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な

事実は認められません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月26日

株式会社スタートライン 監査役会

常勤監査役 稲 津 隆 夫

(社外監査役)

監 査 役 田 口 昌 宏

(社外監査役)

監 査 役 濱 永 健 太

(社外監査役)

株主総会会場ご案内図

会場：東京都三鷹市下連雀三丁目38番4号
三鷹産業プラザ 7階 701会議室
TEL 0422-40-9911



◎ご来場にあたり何れかのサポートが必要な場合は、6月15日（月）
までに【ir@start-line.jp】へご連絡ください。

徒歩ルート —————→
バリアフリールート→



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。